介護サービス事業者等の行政処分(福岡県内)

平成30年度

処分年月日	平成30年6月1日	
処分内容	指定訪問介護・指定第一号訪問事業	
	指定居宅サービス事業所の全部効力の停止 (1か月) 及び指定第一号訪問事業所の全部効	
	力の停止(1か月)	
行政庁	北九州市長	
サービスの	訪問介護・第一号訪問介護	
種別		
処分事由	(1)介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反(法第77条第1項第	
	10号及び法第115条の45の9第6号)	
	・ 北九州市予防給付型訪問サービス事業所と一体的に運営されている障害者の日常生	
	活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「支援法」)に基づく指定居宅介	
	護及び重度訪問介護事業所において、支援法第50条第1項第3号から第5号及び第	
	8号に該当する違反行為があったことが、介護保険法における福祉に関する法律で政	
	令に定めるものに違反したことに該当するもの。	

処分年月日	平成30年8月1日			
処分内容	1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与			
	指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し			
	2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売			
	指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し			
行政庁	北九州市長			
サービスの	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、福祉用具販売・介護予防福祉用具販売			
種別				
処分事由	1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与			
	(1) 不正の手段による指定(法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号)			
	新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置す			
	る予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類(雇用予定証明書、勤務予定			
	表)により指定を受けたため。			
	2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防販売			
	(1)不正の手段による指定(法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号)			
	・ 新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置す			
	る予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類(雇用予定証明書、勤務予定			
	表)により指定を受けたため。			
	(2)不正又は著しく不当な行為(法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号)			
	・ 平成29年5月から平成30年2月までの間、特定福祉用具を販売していないにも			
	かかわらず、虚偽の「介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書(受領委			
	任払)」を作成し、不正な報酬請求を行ったため。			
	(3) 運営基準違反(法第77条第1項第4号及び法第115条の9第1項第3号)			
	・ 平成29年5月から平成29年12月までの間、特定福祉用具を販売した際に、利			
	用者負担の2分の1程度の金額しか支払を受けていないため。			

処分年月日	平成30年12月27日		
処分内容	1 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業		
	指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所介護事業所の指定取消		
	L		
	2 指定居宅介護支援		
	指定居宅介護支援事業所の指定の全部の効力停止(3か月)		
行政庁	福岡市長		
サービスの	地域密着型通所介護・第1号通所介護・居宅介護支援		
種別			
処分事由	1 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護事業		
	(1) 不正請求(法第78条の10第1項第8号及び第115条の45の9第1項第2号)		
	・ 看護職員の人員基準を満たしていない場合には、介護給付費等を減算して請求しなけ		
	ればならないが、これを行わず、満額で介護給付費等を請求、受領し、また、各種加算		
	の要件を満たしていないにもかかわらず、加算金を請求、受領したもの。		
	(2) 不正の手段による指定(法第78条の10第1項第11号及び第115条の45の9第		
	1項第5号)		
	事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているか		
	のような書類を提出し、指定を受けたもの。		
	2 指定居宅介護支援		
	(1) 不正請求(法第84条第1項第6号)		
	ケアプランの実施状況に関する記録を作成していないなど適切な運営がなされてい		
	なかったにもかかわらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求し、		
	受領したもの。		

令和元年度

処分年月日	令和2年3月27日	
処分内容	1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業	
	指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し	
	2 指定居宅介護支援	
	指定居宅介護支援事業所の指定取消し	
	3 地域密着指定通所介護・指定第一号通所事業	
	指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所訪問事業所の指定取消	
	L	
	4 指定訪問介護・指定第一号訪問事業	
	指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し	
行政庁	福岡市長	
サービスの	訪問介護・第一号訪問事業、居宅介護支援、地域密着型通所介護・第一号通所介護	
種別		
処分事由	1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業	
	(1) 不正請求(法第77条第1項第6号)	
	・ 訪問介護において、サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成し	
	て介護給付費を請求、受領し、また提供したサービスの時間を水増しして、介護給付費	
	を請求、受領した。	
	(2) 法令違反(法第115条の45の9第1項第6号)	
	・ 介護予防型訪問サービスと一体的に運営する訪問介護において、上記の介護保険法に	
	違反した。	
	2 指定居宅介護支援 (1) 不正請求 (法第 8 4 条第 1 項第 6 号)	
	(1) 不正請求(法第84条第1項第6号)	
	・ ケアマネジメントに必要な記録を作成していない場合、介護給付費等を減算して	
	請求しなければならず、また、特定事業所加算を算定することができないが、これらのことを認識していながら、減算を行わず、加算金も算定して詩求、受領した	
	のことを認識していながら、減算を行わず、加算金も算定して請求、受領した。	
	3 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業	
	(1) 不正の手段による指定(法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第9号)	
	・事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかる	
	ような虚偽の書類を提出し、指定を受け、運営を行った。	
	(2) サービス関連不正行為(法第78条の10第1項第14号及び第115条の45の9第	
	1項第7号)	
	・ 平成28年度に地域密着型サービスへ移行する前の通所介護において、事業者が上	
	の不正を行った。 4 指定訪問介護・指定第一号訪問事業	
	(1) 人員基準違反(法第77条第1項第3号及び第115条の45の9第1項第1号)	
	指定時からサービス提供責任者は常勤しておらず、指定後においても適正に配置されな	
	いまま事業運営が行われ、また訪問介護員についても基準で定める員数(常勤換算方法で	
	2. 5人以上)を満たしていなかった。	
	(2) 不正請求(法第77条第1項第6号及び法第115条の45の9第1項第2号)	
	・ 介護職員処遇改善加算の実績報告に際し、実際の賃金額とは異なる虚偽の内容を記載	
	する等し、請求が正当なものであったかのような報告を行った。	

(3) 虚偽の答弁(介護保険法第77条第1項第8号及び法第115条の45の9第1項第4号)
・ 法第76条第1項の規定に基づく質問に対して虚偽の答弁をし、また、同法の規定による検査を求めても従わなかった。

処分年月日	令和元年10月24日		
処分内容	指定訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス		
	改善命令(人員基準違反、運営基準違反、改善勧告期限までに改善報告がなされなかった)		
行政庁	北九州市長		
サービスの	指定訪問介護・指定第一号訪問介護		
種別			
処分事由	(1) 人員基準違反(市基準条例第7条及び基準省令第5条第1項、第2項、第4項及び市基 準要綱第5条第1項、第2項、第4項)		
	・ 少なくとも平成30年8月及び同年10月から12月までの間、訪問介護員等の人員配 置基準(常勤換算方法で、2.5以上)を満たしていなかったこと。		
	・ サービス提供責任者の配置について、少なくとも平成30年5月から現在まで、常勤 で勤務できない者を配置するとともに専ら指定訪問介護に従事できない者を配置して いたこと。		
	(2) 運営基準違反(市基準条例第7条、第10条及び基準省令第8条第1項、第19条第2項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第28条第1項、第2項、第3項、第3項、第3項、第4項、第5項、第2項、第3項、第3項、第4項、第5項、第2項、第3項、第19条第2項、第39条第1項、第2項、第3項、第2項、第3項、第2項、第39条第1項、第2項、第48条第1項、第2項、第3項) ・ 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び利用者家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得ていたことが確認できないこと。 ・ 指定訪問介護を提供した際の具体的なサービスの内容等の記録がないこと。 ・ サービス提供責任者が、利用者にかかる訪問介護計画を作成していないこと、また、利用者に交付していないこと。 ・ 管理者が当該事業所の業務を一元的に管理し、従業者に対して必要な指揮命令を行っていたと認められないこと及びサービス提供責任者として行わなければならない業務を行っていないこと。 ・ 少なくとも平成30年6月から12月までの間、当該事業所の従業者が他の業務に従事しており、訪問介護利用者に適切な訪問介護を提供できる勤務体制を定めていなかったこと。		
	(3) 改善勧告について(法第76条の2第3項、法第115条の45の8第3項) ・ 改善報告期限までに、改善報告がなされなかったこと。		

令和2年度•令和3年度

県内の介護サービス事業所の行政処分の事例なし

令和4年度

処分年月日	令和4年10月6日			
処分内容	1 指定居宅介護支援			
	指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止(3か月)			
	2 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護			
	指定居宅サービス事業所の指定の一部の効力停止(3か月)			
行政庁	福岡市長			
サービスの	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護			
種別				
処分事由	1 指定居宅介護支援			
	(1)人員基準違反(介護保険法第84条第1項第2号)			
	・ 管理者兼主任介護支援専門員が、指定を受けた事業所において常勤専従で			
	勤務すべきところ、同法人本部で法人役員としての業務を日常的に行い、人員基準を			
	満たしていない月があった。			
	(2) 運営基準違反(介護保険法第84条第1項第3号)			
	・ 介護支援専門員2名が、指定を受けた事業所において業務を行い、勤務が管理			
	されるべきところ、同法人が運営する別の事業所で居宅介護支援に係る台帳の			
	保管及び業務等を行い、勤務の状況が事業所ごとに一体的に管理されておらず、			
	運営基準を満たしていなかった。			
	(3) 不正請求及び不正又は著しく不当な行為(介護保険法第84条第1項第6及び11号)			
	・ 上記(1)及び(2)等の状況から、特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件を満たしてい			
	ない期間があったが、当該加算を請求し、受領した。また、改善したと市へ報告後、			
	令和4年度の当該加算を申請したが、実際は(2)が改善していないことを申請後に			
	把握したにも関わらず、当該申請を取り下げていなかった。			
	0. 信仰1元先江人类。人类又胜信即1元4江人类			
	2 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (1) 第分其漢書 (公共保险) 第 27 条第 1 再第 4 日 五 7 日 7 年 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日			
	(1)運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号及び同法第115条の9第1項第4号)			
	・ ユニット型の短期入所生活介護事業所として指定及び指定の更新を受けている			
	(1・2階フロア各2ユニット)にも関わらず、実際は、同一フロア内の2ユニットの利用者な1か所に集めてサービス提供する第一フェット刑の運営其準等に定める			
	の利用者を 1 か所に集めてサービス提供する等、ユニット型の運営基準等に定める ユニットごとの運営を行っていなかった。			
	イーットことの連貫を行うていなかった。 (2) 不正の手段による指定更新(介護保険法第 77 条第1項第9号、同法第 70 条の2			
	第4項、同法第115条の9第1項第9号及び同法第115条の11)			
	・ 定更新申請の際に、ユニット型の運営基準等を満たすように、勤務実態が無い職員			
	を配置した内容等の虚偽の書類を市へ提出し、不正の手段により指定の更新を			
	受けた。			

指定申請・変更届等・加算届の手続等について

1 介護サービス事業所の新規指定について

(1) 事前協議(図面協議)について

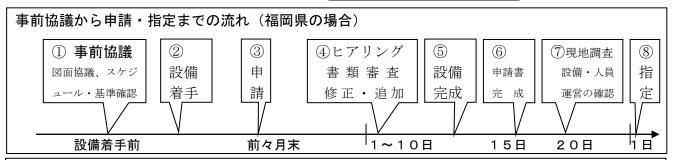
介護サービス事業には、種別ごとに人員・設備・運営の基準が定められています。いずれの基準にも適合するように準備を進める必要がありますが、特に設備関係については、事後に是正を図ることは困難ですので、<u>必ず、工事等の**着手**</u>(用地・施設等の取得)**前**に事前協議(図面協議)を行い、基準に適合することを確認してから着手してください。

また、設備関係のほか、人員・運営に関する基準も含め、介護サービス事業所の新規指定を希望する法人のうち、あらかじめ申出のあった法人には、面談の上、適切なアドバイスを行います。 早めに県保健福祉(環境)事務所または北九州市・福岡市・久留米市ほか各市町村(保険者)の担当部署(以下「担当県事務所・市役所等」といいます。)までご相談ください。

ご相談先は、事業所を設置しようとする区域によって定められています。表紙の裏面の表に掲げるとおりです。

(2) 新規申請の締切日について

下図のとおり、毎月1日指定を原則とし、<u>前々月の末日を申請の締切り</u>とします。



北九州市・福岡市・久留米市ほか各市町村(保険者)においては、申請・指定までの流れが異なる場合もありますので、詳細については、直接お問い合わせください。

(3) 指定基準に関する条例の制定・施行について

介護保険法第70条第2項等の規定により、居宅サービス事業の指定等については、条例で基準を定めることとされており、平成25年4月1日から福岡県・北九州市・福岡市・久留米市の条例等が施行されています。各条例においては、厚生労働省令で定められた内容に加え、次のような事項について独自の基準が定められていますので、今後の事業の運営に当たって遵守されるとともに、新規の事業所の開設に際しても留意されるようお願いいたします。

県・市	条例で独自基準を定めた事項(居宅サービス事業)	
福岡県	暴力団関係者の排除・記録の整備・非常災害対策	
北九州市	非常災害対策・地域との連携等・サービス記録の整備・暴力団員等の排除	
福岡市	暴力団の排除・多床室におけるプライバシーの配慮・汚物処理室の設置(特定施設等)・手すりの設置・サービス提供開始時等における利用申込者の同意・サービス提供記録の利用者への提供(特定施設等)・サービスの取扱方針(やむを得ず身体拘束を行う場合の要件・手続)・従業者の研修機会の確保・非常災害対策・衛生管理等・事業所への重要事項の掲示・事故発生の防止・事故発生時の対応・サービス提供記録等の保存期限等	
久留米市	暴力団の排除・人権の尊重・非常災害対策・サービス提供記録の保存期間	

2 申請書・届出書の様式の入手及び提出方法等について

(1) 申請書・届出書の様式について

手続に必要な申請書・届出書様式及び参考様式等については、<u>福岡県・北九州市・福岡市・久留</u>米市ほか各市町村(保険者)の各ホームページに掲載しています。申請・届出の際は、必ずこれを入手し、内容をご確認の上、提出願います。法改正その他を反映させるため、申請書・届出書の様式は随時改正が行われます。様式をダウンロードして保存している場合は、随時最新のものに更新してください。また、<u>県・各市町村等のいずれの書式を使用するかについては、事業所の所在する区域および事業種別により定まりますので、事業所の所在する区域を所管する県又は市町</u>村等のホームページに掲載している様式を使用してください。

なお、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護の各事業所において、平成30年4月からスタートした障害福祉サービスとの共生型事業所をお考えの場合は、様式やスケジュールが異なりますので、県又は政令市等の障害担当部署に確認願います。

【ホームページ掲載場所】

(福岡県庁 ホームページアドレス: www. pref. fukuoka. lg. jp) ※特養 (老福)・老健のみ

福岡県庁ホームページ \rightarrow 「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」をクリック \rightarrow 「介護・高齢者福祉」をクリック \rightarrow 「介護保険」をクリック \rightarrow "一般情報"欄の「令和 3年度介護報酬改定に係る加算届の提出について(施設系)」をクリック

(福岡県庁 ホームページアドレス: www. pref. fukuoka. lg. jp) ※上記以外のサービス

福岡県庁ホームページ → 「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」をクリック→ 「介護・高齢者福祉」をクリック → 「介護保険」をクリック→ "一般情報"欄の「(令和3年度改正版)介護サービス事業所新規申請、変更届、廃止・休止・再開届、介護給付費算定届、手引等様式集」をクリック

(<u>北九州市役所 ホームページアドレス :</u> www. city. kitakyushu. lg. jp)

北九州市役所ホームページ → ホームページ中央上の検索欄に「介護保険課」と入力し、検索ボタンをクリック → 「介護保険課 - 北九州市」をクリック → "居宅サービスの指定申請・届出等"欄のうち、新規申請は「居宅サービスの新規指定申請」、指定更新は「居宅サービスの更新申請」、変更届、廃止・休止届、再開届等は「居宅サービスの変更届出等」をクリック

(福岡市役所 ホームページアドレス:www.city.fukuoka.lg.jp)

福岡市役所ホームページ → 検索で「高齢・介護」と入力し、検索ボタンをクリック → 「福岡市高齢・介護トップ」をクリック → 「事業者の方へ」をクリック → 「届出・申請手続き」をクリック → 「介護サービス事業等の申請・届出について」をクリック → "2介護サービス事業、総合事業"内の(1)指定(2)指定更新(3)変更・廃止・休止・再開

(<u>久留米市役所 ホームページアドレス:</u>www.city.kurume.fukuoka.jp)

久留米市役所ホームページ → くらしの情報の「高齢者支援・介護保険」をクリック → 「高齢者支援・介護保険 申請書」をクリック → 介護保険(事業者向け)の各様式をクリック

(2) 申請書・届出書の提出方法等について

所管の担当県事務所・市役所等に各1部、提出願います。当該担当県事務所・市役所等が一括 して指定事務(事前協議、申請書受付、ヒアリング、書類審査、現地調査等及び変更届の受付) を行います。 提出先は、事業所の所在する区域により定められています。表紙の次ページの表に掲げる県事 務所・市役所等に提出してください。

なお、介護報酬の請求に関するお問合せは、福岡県国民健康保険団体連合会(092-642-7813) にお願いいたします。

3 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

(1) 変更届

- ① 指定内容に変更を生じた場合は、変更届出書に「変更届出書等チェック表」記載の必要書類を添付のうえ速やかに届け出てください。
 - なお、チェック表の写しも、必ず添付して提出してください。
- ② 法人の代表者、役員、事業所の管理者、サービス提供責任者(訪問介護)及び介護支援専門員が異動する場合は、必ず届け出てください。

なお、<u>法人の役員等の変更の場合</u>は、福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部 改正に伴い、<u>変更届出書の表中「19 その他」の添付書類として、これまで同様に2種類の誓約</u> 書の提出が義務付けられていますのでご注意ください。

- ③ 事業所の<u>移転や増改築等で設備を変更する場合</u>は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず所管の担当県事務所・市役所等と協議してください。
- ④ 電話・ファクシミリの番号を変更する場合には、忘れずに届出をしてください。
- ⑤ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、 事前に所管の県担当事務所・市役所等と協議してください。
- ⑥ 運営規程に定める事項(営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等)を変更した場合には、 原則として変更届を提出してください。
- (7) 次のような変更については、変更届出は不要です。
 - 1) 介護報酬改定に伴う利用料金(貸与料金)の変更
 - 2) 運営規程に記載している従業者数の変更
 - 3) 上記②に記載している職種以外の従業者の変更
- ⑧ 介護支援専門員、看護職員、訪問介護事業所の訪問介護員、通所介護事業所等の生活相談員及 び機能訓練指導員など資格等を要する職種に異動があった場合には、必ず当該資格証等を確認 し、その証書類の写しを保管しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、従 業者に関する諸記録も、必ず整備・保管しておいてください。
- ⑨ 上記の変更に伴い、<u>業務管理体制の届出事項</u>に変更が生じる場合(法人名称・法人の本社所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合)は、<u>業務管理体制の変更届出</u>が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

(2) 廃止・休止・再開届

- ① <u>廃止又は休止しようとするときは、その1か月前までに届出</u>を行い、再開しようとするときは、 2か月前までに必ず所管の担当県事務所・市役所等に連絡してください。
- ② 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市町村(保険者)に廃止・休止の予 定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることがで きるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。
 - ③ 休止は、再延長を含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休止届でなく、廃止届を提出してください。(休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。)
 - ④ 再開の際は、新規申請と同等の書類の提出を求め、審査を行います。

4 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届 (加算届) について

(1) 加算届

「加算届」は、現在の体制を変更しようとする場合に、あらかじめ届け出る必要があります。 様式集に従い、<u>下記期限までに必着で提出</u>してください。また、内容等に不備がある場合は、受 理できませんので、早めに提出してください。(<u>加算の遡及適用はしませんので、御注意ください</u>。)

- ① <u>算定開始月の前月15日までに提出</u>する必要がある事業所(予防事業所を含む) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリ テーション、福祉用具貸与
- ② <u>算定開始月の1日までに提出</u>する必要がある事業所(予防事業所を含む) 短期入所生活介護、 短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院

(2) 体制変更時の留意事項

- ① 体制を変更し、加算を請求する場合、1)「重要事項説明書」を変更して加算の説明を加え、2)変更した後の書式を使用して加算の対象となる全ての利用者と担当介護支援専門員に説明し、同意を得て、3)説明を受けた介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者の同意を踏まえてケアプランの変更を行い、これを当該事業所に交付し、4)事業所は、当該利用者との契約・サービス提供計画書を変更し、当該加算サービスをスタートさせます。
- ② 上記①の手続が正しく完了していなければ、加算の請求ができませんので、十分に留意してください。

5 介護サービス事業からの暴力団の排除について

暴力団が県民生活に多大な影響を与えている本県の現状に鑑み、暴力団による県民の社会経済活動への介入を阻止するため、これまでも介護サービス事業から暴力団を排除する取組を行ってきたところですが、平成25年度からは県・各市の条例において、介護サービス事業からの暴力団排除の規定が定められました(1(3)参照)。

これにより、事業所の指定申請・役員等変更届出のときに提出する「誓約書」も改正されました。県・各市の条例に基づく暴力団排除の詳細は、各条例の規定をご参照ください。

6 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)等で通知しておりますが、今後の取扱いについては、厚生労働省から発信される「介護保険最新情報」をご確認ください。

介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について

平成20年の介護保険法改正により、<u>平成21年5月1日から、介護サービス事業者(以下「事</u>業者」といいます。)は、法令違守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止する ことで、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営を図ることを目的としたものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設(以下「事業所等」といいます。)の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

1 事業者が整備しなければならない業務管理体制

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

整備の関			業務執行の状況の 監査を定期的に実 施
内理容体制 法令遵守規程(業務が法令に適合するを確保するための規程)の整備 の 法令遵守責任者(法令を遵守するための体制の確保に係る責任を必要するための体制の確保に係る責任を必要するための体制の確保に係る責任を必要するための体制の確保に係る責任を必要するための体制の確保に係る責任を必要する。			
の 法令遵守責任者 (法令を遵守するための体制の確保に係る責何の選任			
事業所	1以上	20以上	100以上
等の数	20未満	100未満	

- <u>事業所等の数には、介護予防を含みます。例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を併せて行っている事業</u>所は、2とカウントします。
- 介護保険法第71条の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の 事業所(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)の 指定があったとみなされる場合は、事業所等の数に含みません。
- 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数に含みません。
- 平成30年4月1日から、市町村へ指定権限等が委譲された指定居宅介護支援事業所につきましては、 引き続き業務管理体制の所管は都道府県ですのでご注意願います。

2 届出事項

(介護保険法施行規則第140条の40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
① 事業者の・名称(法人名)・主たる事務所(本社・本部)の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名・事業所等の名称及び所在地	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名及び生年月日	全ての事業者
③ 「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所(本社・本部) の所在地で決まるものでないので、注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局 の管轄区域に所在する事業者(注)	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス事業(介護 予防を含む。)のみを行う事業者 であって、全ての事業所等が一市 町村内に所在する事業者	市町村長(福岡県介護保険広域連合に加入している市町村は、福岡県介護保険広域連合)
③ 全ての事業所等が一指定都市内もしくは中核市内に所在する事業者	指定都市もしくは中核市の市長(北九 州市長、福岡市長又は久留米市長)
④ ①~③以外の全事業者	都道府県知事(福岡県の場合は、所管 の保健福祉(環境)事務所・県庁介護 保険課に提出)

(注) 事業所等が2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者は、主たる事務所の所在地の 都道府県知事が届出先となります。なお、各地方厚生局の管轄区域は次表のとおりです。

地方厚生局	管轄区域		
北海道厚生局	北海道		
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県	、福島県	
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 新潟県、山梨県、長野県	、東京都、神奈川県、	
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県	、三重県	
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	、奈良県、和歌山県	
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 愛媛県、高知県	、徳島県、香川県、	
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 沖縄県	、宮崎県、鹿児島県、	

4 届出事項の変更

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

※ 既に届出を済ませた事業者・法人であっても、以下の項目に変更があった場合は、業務 管理体制に係る変更届(通常の変更届とは別)が必要となりますので、注意してください。

変更事項

- 1 法人名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所等の名称及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)、生年月日、所属及び職名
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要
- ※ 届出先は 3 届出先と同じです。

5 届出時点

- (1) 事業所の新規指定に伴い届出が必要となる場合
 - ⇒ 事業所の新規指定申請時に新規指定申請書類と共に提出してください。
- (2) 事業所の変更届出に伴い変更が生じた場合
 - ⇒ 事業所の変更届出時に変更届出書と共に提出してください。
- (3) その他の場合
 - ⇒ 届出及び変更の届出の必要が生じた時点ですぐに提出してください。

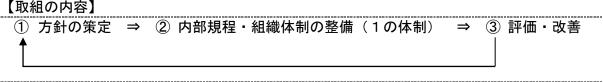
※県様式の掲載場所

福岡県庁ホームページ

トップページ > 健康・福祉 ・子育て> 介護 ・高齢福祉> 介護保険 > 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について

6 法人としての取組(法令等遵守の態勢)

- ・法令等遵守:単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。
- ・態勢:組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組 「業務管理体制」は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、 事業者の規模や法人種別等により異なります。法令で定めた上記1の内容は、事業者が整備す る業務管理体制の一部です。体制を整備し、組織として事業者自らの取組が求められます。



① 方針の策定

- ・法令等遵守の状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。
- ・法令等遵守に係る基本方針を定め、組織全体に周知させているか。
- ・方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

② 内部規程・組織体制の整備

- ・法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ、組織内に周知させているか。
- ・法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ・各事業担当部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を 整備しているか。

③ 評価・改善

- ・法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ・検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

7 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者が中心となって、6の法令等遵守の態勢についての運用状況を確認し、例えば次のような取組を進めてください。

- ・「法令等の遵守に係る方針」の制定、全役職員への周知
- ・法令(基準)等の情報の収集・周知、サービス・報酬請求内容の確認
- ・内部通報、事故報告及び苦情・相談への対応
- ・法令遵守等に関する研修の実施、マニュアルの作成

等

指定更新事務の概要

指定 3

1 概要

- 介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、指定の更新制(6年間)が導入されました。
- 指定・許可を受けた全ての介護保険事業所・施設(以下「事業所等」という。)は、当該指定日又は指定更新日から6年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「<u>更新予定日</u>」となります。

(例)

指 定 日(新規事業所等)	更 新 期 限	更新予定日
指定更新日	(有効期限満了日)	(有効期限満了日の翌日)
平成29年8月1日	令和5年7月31日	令和5年8月1日

2 指定更新申請・審査

指定更新時期を迎える事業所等に対しては、所管する県・市は指定更新申請の案内を行います。 指定更新申請書の受理後、所管の県・市は、指定要件の審査を行います。審査に当たっては、新 規指定の申請に係る審査と同様の書類等の審査を行うほか、必要により現地において事業の運営状 況等の審査を行います。(根拠法令:介護保険法第70条の2、第70条ほか)

- (1)人員基準:雇用及び勤務形態、加算に伴う人員、資格や研修修了の有無等の確認を行います。
- (2) 設備基準:現時点の図面等による施設の利用状況及び施設の保有関係等の確認を行います。
- (3) 運営基準:必要に応じて契約書、記録等の確認を行います。

なお、休止中の事業所等や指定要件を満たさない事業所等には更新を認めません。

指定更新申請に当たっては、所管の県・市は手数料を徴収します。この手数料は審査のための手数料ですので、更新できない場合も返還しません。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等 ベースアップ等支援加算について

1 加算の基準

(1)介護職員処遇改善加算

- ① 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 当該事業者において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した<u>介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事</u>(当該介護サービス事業所等の指定権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は、市町村長とする。以下同じ。)(以下「都道府県知事等」という。)<u>に届け</u>出ていること。
- ③ 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該事業者において、事業年度ごとに<u>介護職員の処遇改善に関する実績を都</u> 道府県知事等に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険 法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違 反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ キャリアパスに関する要件
 - ア キャリアパス要件 I

次に掲げる要件の全てに適合すること。

- 一 介護職員の任用の際における<u>職位、職責又は職務内容等の要件</u>(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- 二 一に掲げる<u>職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系</u>(一時金等の 臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。
- 三 一及び二の内容について<u>就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備</u> し、全ての介護職員に周知していること。

イ キャリアパス要件Ⅱ

次に掲げる要件の全てに適合すること。

- 一 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、<u>資</u> 質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な計画を策定し、<u>当該計画に</u> 係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、<u>研修機会の提供又は技術指導等を実施</u> (OJT、OFF-JT 等) するとともに、<u>介護職員の能力評価を行う</u>こと。
 - b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇

の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。

二 一について、全ての介護職員に周知していること。

ウ キャリアパス要件Ⅲ

次に掲げる要件の全てに適合すること

- 一次のaからcまでのいずれかに適合すること
 - a 経験に応じて昇給する仕組みを設けていること。 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
 - b 資格等に応じて昇給する仕組みを設けていること。

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などに応じて昇給する仕組 みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で 就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

- c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みで あること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されている ことを要する。
- 二 一について、<u>就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備</u>し、<u>全ての介</u> 護職員に周知していること。

⑧ 職場環境等要件

令和5年度に実施する賃金改善を除く処遇改善の内容を<u>全ての介護職員に</u> 周知していること。この処遇改善については、全体で1以上の取組を行うこと。

⑨ 加算の算定要件

加算を取得するに当たっては、次の区分に応じた要件を満たすこと。

区分	①~⑥に掲げる基準	⑦キャリアパス要件		⑧職場環境等要件
加算(I)		ア、イ、ウを満たす	かつ	満たす
加算(Ⅱ)	適合	ア、イを満たす	かつ	満たす
加算(Ⅲ)		ア、イのいずれかを 満たす	かつ	満たす

(2)介護職員等特定処遇改善加算

- ① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という。)の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 当該事業者において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の職員の処遇改善の計画等を記載した<u>介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知</u>し、<u>都道府県知事等に届け出ていること。</u>
- ③ 特定加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
 - ア 賃金改善の対象となるグループ
 - 一 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。

具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等に おける勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人におけ る経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定で きる。

- 二 他の介護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。
- 三 その他の職種 介護職員以外の職員をいう。

イ 事業所における配分方法

実際に配分するに当たって、アの一~三それぞれにおける平均賃金改善額等については、以下のとおりとすること。この場合において、それぞれのグループ内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能である。

- 一 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用 の見込額が月額平均8万円 (賃金改善実施期間における平均。以下同じ。) 以上、又は賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得し実施される賃金改善の見込額を含む。) が 年額440万円以上であること (現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合はこの限りではない)。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めるものであること。
 - a 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
 - b 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き 上げることが困難な場合
 - c 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業 所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要に なるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要す る場合
- 二 当該事業所における<u>経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費</u> 用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の 平均と比較し高いこと。
- 三 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- 四 その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額(介護職員等ベースアップ 等支援加算を取得し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額44 0万円を上回らないこと(賃金改善前の賃金(介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算を取得し実施された賃金 改善額を含む。)がすでに年額440万円を上回る場合は、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない)。

- ④ 当該事業者において、事業年度ごとに<u>職員の処遇改善に関する実績を都道府</u> 県知事等に報告すること。
- ⑤ 介護福祉士の配置等要件(特定加算(I)の場合のみ) サービス提供体制強化加算の(I)又は(Ⅱ)の区分*の届出を行っている こと。

※訪問介護にあっては特定事業所加算(I)又は(II)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)又は入居継続支援加算(I)若しくは(II)、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)又は日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)

⑥ 処遇改善加算要件

<u>処遇改善加算(I)~(Ⅲ)までのいずれかを算定している</u>こと(特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、算定される場合を含む。)。

⑦ 職場環境等要件

令和5年度に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に 周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

⑧ 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

⑨ 特定加算の算定要件

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じた要件を満たすこと。

区分	⑤介護福祉士の 配置等要件	⑥処遇改善加算 要件	⑦職場環境等要件	⑧見える化要件
特定加算(I)		全てを	満たす	
特定加算(Ⅱ)	満たさない		満たす	

(3)介護職員等ベースアップ等支援加算

- ① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等加算」という。)の算定見込み額を上回る賃金改善に関する<u>計画を策定</u>し、<u>当該計画に基づき適切な措置を講じている</u>こと。
- ② 当該事業者において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施

期間及び実施方法その他の職員の処遇改善の計画等を記載した<u>介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成</u>し、<u>全ての職員に周知</u>し、<u>都道府県知事等に届け</u>出ていること。

- ③ ベースアップ等加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該事業者において、事業年度ごとに<u>職員の処遇改善に関する実績を都道府</u> 県知事等に報告すること。
- ⑤ ベースアップ等要件 介護職員及びその他の職員それぞれについて、<u>賃金改善の合計額の3分の2</u> 以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。
- ⑥ 処遇改善加算要件

処遇改善加算(I) \sim (III) までのいずれかを算定していること(ベースアップ等加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、算定される場合を含む。)。

2 加算の仕組みと賃金改善等の実施

(1) 加算の仕組み

処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算(以下「処遇改善加算等」という。)は、<u>サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの</u>総単位数に<u>サービス別加算率(表1参照)を乗じた単位数で算定</u>することとし、 処遇改善加算等は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(2) 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

介護サービス事業者等は、<u>処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善を実</u>施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、4(2)の特別な事情に係る届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

② 賃金改善の見込額について

賃金改善の見込額の推計方法は問わないが、処遇改善加算等を原資として行 う各職員の賃金改善の見込額を積み上げて計算するなど合理的な方法によっ て推計すること。

③ 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等の要件を満たすためには、<u>処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない</u>ことについて誓約すること。なお、「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、「本年度の賃金の総額」から「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、前者の額が後者の額を下回らない(加算等の影響を

除いた賃金水準を引き下げない)ことをいう。

④ 賃金改善に係る留意点

処遇改善加算等を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、取得する加算に応じた基準を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

3 処遇改善加算等の届出

処遇改善加算等の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、<u>算定を受けようとする月の前々月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に処遇改善加算等の届出を提出するもの</u>とする。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等にあっては、一括して別紙様式2-1の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援計画書(以下「計画書」という。)を作成し、別紙様式2-2、2-3又は2-4に含まれる介護サービス事業者等の指定権者である都道府県知事等に、別紙様式2-1から2-4を届け出るものとする。

処遇改善加算等の内容の詳細・様式は、県ホームページに掲載

トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護保険>一般情報「令和5年度介護職員処遇改善加算等の届出方法の御案内(介護保険)」

4 変更等の届出

(1)変更の届出

介護サービス事業者等は、<u>処遇改善加算等を取得する際に提出した計画書に変</u> <u>更</u>(次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限る。) <u>があった場合</u>には、<u>次</u> <u>の</u>①から⑥までに定める事項を記載した別紙様式4の変更にかかる届出書(以下「変更届出書」という。)<u>を届け出る</u>こと。

また、<u>⑤及び⑥にかかる変更のみである場合</u>には、<u>実績報告書を提出する際に、</u> ⑤及び⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。

- ① 会社法による<u>吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合</u>は、変更届出書及び計画書を提出すること。
- ② <u>複数の事業所を一括して届出をしている事業者</u>において、<u>当該届出に関係する介護サービス事業所等に増減</u>(新規指定、廃止等の事由による)<u>があった場合</u>は、変更届出書及び以下に定める書類を提出すること。
 - ・処遇改善加算については、計画書の2(2)及び別紙様式2-2
 - ・特定加算については、計画書の2(2)及び4(1)並びに別紙様式2-3
 - ・ベースアップ等加算については、計画書の2(2)及び5(1)並びに別紙様式2-4
- ③ <u>キャリアパス要件等に関する適合状況に変更</u>(該当する<u>加算の区分</u>に変更が生じる場合に限る。)があった場合は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、計画書の2(2)及び3(1)並びに3(2)及

び別紙様式2-2を提出すること。

④ 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合は、介護福祉士の配置等要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、計画書の2(2)及び4(1)並びに別紙様式2-3を提出すること。

なお、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、<u>入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常</u>態化し、3か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。

- ⑤ <u>就業規則を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合</u>は、当該改正の概要を変更届出書に記載すること。
- ⑥ <u>キャリアパス要件等に関する適合状況に変更</u>(<u>処遇改善加算</u>(<u>Ⅲ</u>)を算定している場合におけるキャリアパス要件 I、キャリアパス要件 I及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。)があった場合は、キャリアパス要件等の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載すること。

(2) 特別な事情に係る届出

事業の継続を図るために、介護職員(特定加算又はベースアップ等加算を取得し、その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この4において同じ。)の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。以下この4において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式5の特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)により、次の①から④までに定める事項について届け出ること。なお、年度を超えて介護職員の賃金水準を引き下げることとなった場合は、次年度の処遇改善加算等を取得するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

- ① 処遇改善加算等を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 介護職員の賃金水準の引下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

5 賃金改善の実績報告

(1) 処遇改善加算等共通事項

処遇改善加算等を取得した介護サービス事業者等は、<u>各事業年度における最終</u>の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、次の一及び二並びに(2)、(3)、(4)に掲げる事項について、別紙様式3-1及び3-2の介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書・介護職員等ベースアップ等支援 実績報告書(以下「実績報告書」という。)を作成のうえ、都道府県知事等に対し て提出し、5年間保存することとする。

一 加算額以上の賃金改善について

各加算について、各加算による賃金改善所要額(②)が、処遇改善加算等の加算の額(①)以上であることを確認するため、以下の事項の記載を求める。

- ① 処遇改善加算等の加算の額(別紙様式3-1の2(2)①)
- ② 各加算による賃金改善所要額(別紙様式3-1の2(2)②)
- 二 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

加算全体について、当該年度の加算の影響を除いた賃金額(①)が前年度の 加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(②)以上であることを確認す るため、以下の事項の記載を求める。

- ① 当該年度の加算の影響を除いた賃金額
 - ア 本年度の賃金の総額(別紙様式3-1の2(3)①ア)

加算の配分対象とした全ての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金 の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の 算定により実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)

- イ 本年度の加算による賃金改善所要額の総額(別紙様式3-1の2(3) ①イ)
- ② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額
 - ア 前年度の賃金の総額(別紙様式3-1の2(3)②ア)

加算を取得する前年度(4月~3月)の実績値について、加算等の配分対象としたすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算及び処遇改善支援補助金の算定・取得により実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)ただし、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。

- イ 前年度の処遇改善加算の総額(別紙様式3-1の2 (3) ②イ)
- ウ 前年度の特定加算の総額(別紙様式3-1の2(3)②ウ)
- エ 前年度のベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1の2(3)②エ) イからエには、加算を取得する前年度(4月~3月)の実績値について、 都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。ただし、エについて、令和4年4月サービス提供分の介護職員処遇改善支援補助金の額は、令和4年5月審査分(2~4月サービス提供分)の額を3等分して推計すること。
- オ 前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額 (別紙様式3-1 の2(3)②オ)

独自の賃金改善額とは、本実績報告書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。 処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除く。) をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。なお、オに計上する金額がある場合には、必ず別紙様式3-1の3(4)に、支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員処遇改善加算

- 一 処遇改善加算の総額(別紙様式3-1の2(2)①)
- 二 賃金改善所要額(別紙様式3-1の2(2)②) 各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における処遇改善加算 の算定により実施した介護職員の賃金改善の総額(当該賃金改善に伴う法定福 利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)を計算し、別紙様式3-1 の2(2)②に直接記載すること。
- 三 職場環境等要件に基づいて実施した取組(別紙様式3-1の3(3))

(3)介護職員等特定処遇改善加算

- 一 特定加算の総額(別紙様式3-1の2(2)①)
- 二 賃金改善所要額(別紙様式3-1の2(2)②、3(1)③) 各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における特定加算の算 定により実施した介護職員及びその他の職員の賃金改善の総額(当該賃金改善 に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)をグループ ごとに分けて計算し、別紙様式3-1の3(1)③に直接記載すること。
- 三 グループごとの平均賃金改善額(別紙様式3-1の3(1)④) 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要するグループごとの平均額(二の額をaで除したもの。)をいう。
 - a 当該グループの対象人数(原則として常勤換算方法によるものとする。ただし、その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能とする。)(別紙様式 3-1 の 3 (1) ②)
- 四 「経験・技能のある介護職員」のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数(当該者を設定できない場合はその理由を記載すること。改善後の賃金については、処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額を含む。)(別紙様式3-1の3(1)⑧)
- 五 職場環境等要件に基づいて実施した取組(別紙様式3-1の3(3))

(4)介護職員等ベースアップ等支援加算

- 一 ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1の2(2)①)
- 二 賃金改善所要額 (別紙様式3-1の2(2)②、3(2))

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間におけるベースアップ等加算の算定により実施した介護職員及びその他の職員の賃金改善の総額(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)を計算し、別紙様式3-1の3(2)に介護職員とその他の職員ごとに直接記載すること。

三 ベースアップ等による賃金改善額等(別紙様式3-1の3(2))

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。

6 処遇改善加算等の停止

都道府県知事等は、加算を取得する介護サービス事業者等が次の①又は②に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

例年、実績報告書の提出期限までに提出がなく、再三の督促にもかかわらず長期間にわたって実績報告書の提出がないケースが生じている。実績報告書の提出は処遇改善加算等の基準の一つであり、提出がない場合は要件を満たしていないとして返還の対象となることに留意すること。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)であって一括して計画書を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県知事等が調整を行う。

- ① 加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合
- ② 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

7 賃金改善方法の周知について

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

職員から「自分に処遇改善加算が支払われていない」という、都道府県知事等へ の問い合わせが増加しているが、基本給のベースアップや賞与で支払われている場合等に、その周知が十分でなく、支払われていないと誤解されていることが多いのではないかと思われる。

職員に対する周知を徹底するとともに、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなどして分かりやすく回答すること。

表1 加算算定対象サービス

表1 加昇昇正対象サービス	介護職	員処遇改	善事加算	介護耶 特定処遇		
		ス要件等の		サービス 強化加算等	提供体制 の算定状況 た加算率	介護職員等
サービス区分	介護職員 処遇改善 加算(I) に該当 (ア)	介護職員 処遇改善 加算(II) に該当 (イ)	介護職員 処遇改善 加算(III) に該当 (ウ)	介護職員等 特定処遇 改善加算 (I) に該当		ベースアップ等 支援加算
・訪問介護	())	(1)	())	(Clix)	(ChX	
• 夜間対応型訪問介護	13. 7%	10.0%	5. 5%	6. 3%	4. 2%	2.4%
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
・(介護予防) 訪問入浴介護	5. 8%	4. 2%	2. 3%	2.1%	1.5%	1.1%
・通所介護	5 00/		0.00/	1 20/	1 00/	
・地域密着型通所介護	5. 9%	4. 3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
・(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1. 7%	1.0%
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	8. 2%	6. 0%	3.3%	1. 8%	1. 2%	1 =0/
・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.4%	6.0%	ა. ა%	1.8%	1. 2%	1.5%
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4. 2%	3. 1%	2.4%	2.3%
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	10. 2%	7.4%	4. 1%	1.5%	1. 2%	1.7%
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11. 1%	8. 1%	4.5%	3. 1%	2. 3%	2.3%
・介護福祉施設サービス	111 1/3	37 278	10 0/0	37 170	2. 3/3	,,
・地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3. 3%	2. 7%	2.3%	1.6%
・(介護予防) 短期入所生活介護		·				
・介護保健施設サービス						
・(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	3.9%	2. 9%	1.6%	2. 1%	1. 7%	0.8%
・介護療養施設サービス						
・(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等						
(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
・介護医療院サービス						
・(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)						

表 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
• (介護予防) 訪問看護	
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	
• (介護予防) 福祉用具貸与	
・特定(介護予防)福祉用具販売	0 %
· (介護予防) 居宅療養管理指導	
・居宅介護支援	
・介護予防支援	

表3-1 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分<処遇改善加算>

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	キャリアパス要件 I 、キャリアパス要件II、キャリアパス要件III、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者

表3-2 サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた区分<特定加算>

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

表 4 職場環境等要件

次4	内容
	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕 組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の 実施
資質の向上やキャリアアッ	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
プに向けた支援	エルダー・メンター (仕事やメンタル面のサポート等をする担当者) 制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な 相談の機会の確保
	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多様な働き方の推	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のため
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のため の休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上のための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や 住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

介護サービス関係 Q&A集 小器職員処遇改善加算・小器職員等特定処遇改善加算

Į.	×	羅 Ø 化 _				
#####	CA 岩田市勘、ソ書番中等	3.3.19 ・				
元洛西安市川宇		このいて、事業所内でのより柔軟な配分 を改善部について、保験・技能のある 自力と比較し、「2倍以上」から「より 5。これに伴い、配分ルールの見直しを り上、関立されたい。 前別を力はできない。 報報 8万円の基本はは改善後の賃金が年 き設定する必要があることに留意された	事業所毎に、「経験・技能のある介護職員」のグループを設定することが必要であるが、抗職員の正常が進入。 が必要であるが、抗職員の正常が進入。 より、当該事業所で職へ介護職員全でが、「経験・技能のからの記職員」 であると認めされる場合には、「経験・技能のある小護職員」と「その他 の職種」のみの設定となることも視定される。 の職権」のみの設定となることも視定される。 との場合における配分ルールについては、当該事業所における「経験・ 技能のかる小護職員の平均度な治療が、「その他の職種」の平均資金 改善額の2倍より高いことが必要である。 ※ 2019年度打選場酬改定に関するQ&A(vol. 2)(令和元年7月23 日)間14は削除する。	特定加算については、介護職員の処遇改善という趣旨を損なわない程度で、介護職以外の動員も一定程度の選及者の記している。 ることとしており、この具体的な配分方法として、他の介護職員の平均関金数金額については、その他の職種の平均賃金数金額の工作となることを来めている。 とを求めている。 たればし、その他の職種の平均賃金数金額の2倍以上となることを求めている。 たがに、その他の職種の平均貨金数を開放を提供となるにしている。 たれ場合においては、実験な取扱いを認め、両グループの平均賃金改善数が等しくなる(1・1)までの投着を可能とするものである。 あが等しくなる(1・1)までの投着を可能とするものである。 あが等しくなるでは他のが護職員の平均賃金数を上回ら場るても、その他の職種のうち、他のが護職員の平均賃金数を上回らなっても、その他の職種のうち、他のが護職員の平均賃金数を上回ら場合でも、そのまっての他の職種のうち、他のが護職員の平均賃金数を上回ら場合でも、その他の職権の方も、他のが護職員の平均賃金数を上回ら場合である。 をおっても、その他の機種のうち、他のが護職員の平均賃金数を上回ら場合である。 なるまでの改善を行うことも目能である。	・ 業未所において、介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合制 ・ 本子 体的に行っており、同一位の業業規制が適用は入る等労務管理が同 ・ とうえられる場合は、法人自一の数業規制が適用は入る等労務管理が同 ・ 目前のではなく、同一を ・ 日間の 1 日間の	小護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、「入 職促進に向けた取場、「資質の向上やキャリアップに向けた支援」 「国立女援・多様な働き力の推進」、「最高を合う心身の護療理」 「年度性向上のための業務な場合の推進」及(やりがい、最もがいの職 成」について、それぞれ 1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの 区分を選択し、選択した区分でそれぞれ 1つ以上)の取組を行うことが必 職場環境等要件については、令和3年度改定において、計画期間におけ を取組の突進が表められることとされたが、これは毎年度新たな配組を行 うことまで来めるものではなく、前年度と同様の取組を当談年度に行うこ
	質問	特定加算の介護職員間の平均の賃金改善業の配分ルールが見直されたとのことであるが、具体的な取扱いはどのようになるのか。	事業所内での配分方法を決めるにあた。 ・、他の小護職員と、「経 験・技能のある小護職員」と「その他の 職種」のみの設定となることは想定され あのか。	華業所における配分方法における「た と、その他の職種の平均質金額が他の が配。 では、 では、 等はこの限りでないこと。」とは、どの ような意味か。 ような意味か。	イン (職場環境等要件について、届出に係る 計画の期間に実施するの認識を動の内容 を全ての職員に関加していることとある が、毎年度新たな取組を行わなければな らないのか。
	邮	-	2	0	4	ro

介護サービス関係 Q&A集 介護業員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

及する必要はなどに関するのなA (資金改善の見込機と前年をの介護 (101.4) (今和2年3月 30日) 問 41に は、改善が通りな特定が直による収込 ないて、「これにより推し合理がが出した。 (本権のするかのを) がある場合 (100.4) (今和2年3月 30日) 問 41に は、改善が通りなけを加速であり、 ないて、「これにより推し合理がが出した。 (100.4) (今和2年3日 30日) 問 41に に、改善が通りなけを加速であり、 (100.4) (今和2年3日 30日) 問 41に に、改善が通りであり、 (100.4) (今和2年3日 40日) 問 41に に、改善が通りであり、 (100.4) (本ののを) は、 (100.4) (本ののを) は、 (100.4) (本ののを) は、 (100.4) (本ののを) またこのであり、 (100.4) (本ののを) またこのであり、 (100.4) (本ののを) またこのであり、 (100.4) (本ののを) は、 (100.4) (本ののを) は、 (100.4) (本のを) は、 (100.4) (本のを	か、予和。 マルス は、ないてはまなける「は、水のり、下和44年度からの変計として、 なきが認っている。 マルス は、改善が加速など特について、 は、改善が加速など特にし、 は、公子が記されている。 ことを経過するために行うものであり、 動業を対象に対象に、 このでは、 このような場合の推計方法について、例えば、前年度の冷酷が高点の活動といる。 このような場合の推計方法について、例えば、前年度の冷酷が開展の資金の機能が、 1 20 によってある。 1 20 によっては、その者と同様であって勤務年数等が同等の議論 が、 前年度在籍していなかったものと仮定した場合における資金総額を推進のです。 一 30 には、 またいなかったものと仮定した場合における資金総額を推進する。 一 30 には、 30 によっては、 20 とのと仮定した場合には、 仮に、 30 統領であるが前年度10 人間である。 1 30 によっては、 30 によっては、 40 とのとのとのといる。 30 には、 40 とのとのといる。 40 には、 40 によっては、 40 によっには、 40 には、 40 によっには、 40
し当 の一が定一徹等 ・一一数一一と マー・ 門員円とてすこ総言、すず員が 『当員円ととす」総言、すず員が 『当真真が『書書が 推 20円をと	より難い音理的な理由がある場合 いて、例えば、前年度の介護職員の 即であって勤務年数等が同等の職員 のと仮定した場合における資金終額を推定 にした場合における資金終額を推定 にした場合における資金終額を推定 にした場合における資金終額を推 にした場合には、仮に、勤務 場合、前年度、 にした。 のとのとして、資金総額を推計する が全て同職の場合 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、
 	全体数等が同等 金総額を推定 よ、仮に、勤務 と額を推計する と認を推計する
議員において「その他の職賃を改善前の賃金が保に年 日の職員の賃金を告すな 高は「前年報の月単当とり 数」についてどのように	こ5人退職 ま、仮に、 8額を推計 に加え、5人
議において「その他の職 算を改善前の確全が限に年 日の職員の資金が限に年 高は「前年の資金をが、年報44の 数」について足のように	. [4] 우 1 역 [4]
1 日本	Path 5 年 10 人 10 人 10 人 10 人 10 人 15 人 1
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	10人 10 10人 15 15人 一美際上同様 1 つたも 10人 15
本語	5人 - 実際と回様 - つたも - 10人 - 15
***** *** **** **** **** **** **** **** **** **** **** **** *** **** **** **** **** **** **** **** **	10.人
ii動において「その他の職 2019年度7 買客必要補の資金が提出に年間13のとおり に回る職員の賃金を含まな 員に加え、 記載があるが、年額40万円を上回る 環は「前年度の一月当たり」ととなる。 後は「前年度の一月当たり」ととなる。 数1についてどのように	
	に関するの&A (vol. 1) (中成31年4月13日) 窓の計算における機関には、東後の総を行う職 所ない職員もあることとしており、年鑑440万 年度の一月当たりの雑獣猿茸職員数」に合めるこ
の過改善計画書の作成時においては、 特定加賀の平均の質を改善額の配分ルー 難になった場合は、実績 いを添たしており、事業所としても適り こ。 令和2年度 受 な配分を予定していたものの、購回の 年度において年度 で の記職等によりやむを得く。今かり、加算に関する基本的考え に対して計画書通りの資金改善を行う。 「「(令和3年8日) 基がですことができなかった場合、なりルールを 満ですことができなかった場合、なりより 満ですことができなかった場合、なりより うな取扱いとすべきか。	の退職等のやむる得ない事情により、配分ルールを満たすことが困った場合は、実績報告により、自知が知明を表めることとする「今和2年度美籍報告においては、申出方法は関わないが、命和においては、「介護職員の連載の加算及び介護職員等特定の設定に、「介護職員の場所国募及の行職職員等特定の選示につい、同り、日本のでは、「日本教処主導及し特別の提示につい、有和3年3月「日本教の16第4号」でお示し、上文美籍告書(株式)の「⑥その他」に記載されたい。)
 小議福社工の配置等要件について、略 人居維熱支援加算及び日常生活機能 吸引を必要とする利用をしつでします。 小の部分について、 する利用者の割合に関する要件に加え 型を構造を指わせないことにおり、 入 者の更介護度や認知症日常生活自立度 算を選定するない状态が強態化、 3 目以上機能した場合には、変更の届出 行うこととかれているが、略級の引き 再ンする和書をの割合いがになるが、略級の引き 	日常生活機構支援加算における略称吸引を必要と る要件に加え、日常生活機構支援加算の新規入所 常生活自立度に係る要件が含まれるものである。

7

2/4

介護サービス関係 Q&A集 介護聯員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

	DES An	名鬻柳≼ ¬	
瀬, 文	を 開する 1開する 01.3)(令 126日)」 こついて	のような のな の の の の の の の の の の の の の	
発出時3	13(20年26月3年27年3年27年27年21年21年21年21年21年21年21年21年21年21年21年21年21年	一 俗談 文記聞 こ	
Q#	■ S事ー酬&和の ■ S終令改4%送	の事事を ・の ・の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
如回	介護職員の腰痛予防対策の観点から、「職場における腰痛予防対策指針」 (平成26年6月1日日本義の63第3号「職場における職痛予防対策の推進 [こっいて」参考29 版》を公義してわり参考におれたい。 https://www.mlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4- att/2r98520000034bjn_1.pdf	・ 処遇改善が算及が特定加算(以下「処遇改善加算等」という。」について、 原則、過度業所における処理改善加算等によりな必要を指するがあり、 ・ 当該事業所における処理改善加算等によりであるを ・ 当該事業所における処理改善があり、実験を行うための、 ・ 当該事業所における処理改善があり、実験を行うたり、 ・ 当該事業所における処理改善があり、実験を行うための、 ・ 当該事業所における処理改善があり、実験を ・ 一部をの業金の砂器(基準制)、2) ・ 一部をの業金の砂器(基準制)、2) ・ 一部をの業金の砂器(基準制)、2) ・ 一部をの業金の砂器(基準制)、2) ・ 一部を対し、対することとしているが、①について難具構なや質金な を歴史し計することとしているが、②について難具構なや質を含素実施	・特定加算の配分比率を確認するため、介護職員について、経験・技能 のある介護職員 (A) と他の介護職員 (B) にわけ、特定加算に加え、処 退改者加算についてもグループ内別の記録した。 ・記載に当たっては、原則として、各グループに実際の配分された鏡の に載を求めているが、処面改善加算について、経験・技能のある所職職員 (A) と他の介護職員 (B) で区別せず配分しており、この内郭が詳細に 円態できない場合には、(A) (B) 間の人数比等により推計し記載する ことも可能であること。 ・なお、特定加算を算定していない事業所については、別紙様式3-2 の処遇改善加算のグループ別内別の編の記載は不要である。
記載	職場環境等要件に基づく取組として 「介護職員の身体の真田標識のための介 選技術の修得支援、介護ロボットやリフ 特等の所護報等等次及び研修等による 事等の介護機器等導力及び研修等による のようなの表現があります。 のはあるか。	・ 機遇改善計画書及び実積報告書において、 ・ (本・編)、2 (前年の)・ (分) 開発の ・ (力) 開発の影響 なな (多) (力) ・ (力) 可能の影響 (多) (力) ・ (力) が、実積的・ (多) (力) ・ (大・ (本・ (本・ (本・ (本・ (本・ (本・ (本・ (本・ (本・ (本	乗績報告書別紙様式3-2において、 心温改善加製の「本体の加製の類型の の分に一型の分で記載することを結 ているが、どのような記載が可能か。 ているが、どのような記載が可能か。
申	=	2	-13

介護サービス関係 Q&A集 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

○A発出時期、文書番号等	レている 関係検索式 第0みに おいて を記載す 乾する	きんだ 関連金改 液化して をを等 ・ななっ ・おねる 国24も	こ
1	している 別紙様式 算のみに おいて を記載す 乾する	だ 改し得な和2で つのも	。 9年たす出れ。かし月の ⑥ょづをた
黎 □	 ・原則、特定加資による電本設分について電分ルールを指する際は、別紙検討ととが必要。そのため、特定加算の配分ルールを計算する際は、別紙検討3-1において賃金改善所要額に独自の改善額を含めず、特定加算の分供は、は、当時の管理を認識することが可能であり、別紙検式3-2においてし、本年度の賃金の総額の欄に、独自の賃金改善額を控除した額を記載するか、本年度の加算の総額の欄に、独自の賃金改善額を含む額を記載することが可能。 	・なお、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善を含/ 額を記載することをがずるものではない。 ・また、加速改善計画を介成時においては、特定加算の平均の質を 普級の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定 いたものの、職員の急な退職や独自の賃金改善の実施等によりやむを いたものの、職員の急な退職や独自の賃金改善の実施等によりやむを は、著 の、 一 アロメして計画書通りの賃金改善を行うことができなく た 解、	年 れた資金の総額及び加算の総額を記載することが可能である。 本 れた資金の総額及び加算の総額を記載することが可能である。 が ・ 事業所毎の状況を記載することが可能である。 ま、 では、合理的な理由がある場合に変更することも可能であり、今和2年 数 信義者が、今和3年日本の場合に変更することも可能であり、今和2年 を信む、今和3年日本の利3年6日を含金の建築機関によっていた 素 合場と、今和3年日本の利3年6日を含金の建築機関によっていた 素 合場と、今和3年日本の総造改憲計画書の資金改議表施期間を変更なよる。 か、一条本機制では、一次をしていていていた。 が、一条本機制では、この場では、一次をしても表ことと が、一条本機制では、この場合、に、変更にと考えることとと はられてからか月間の(介護職員の)資金の総額、を記入することとしているが、この場合)、自然を形でいて、原理して、「加算を取得する記入することと は合はつか月間の「角盤を掛けて高かに発表と記載していた。 取の(小護職員の)質金の総額、から12条件に、変更にと指し、に配の は合はの、か用の(内護職員の)資金の総額、を記入することとして、 は合はの、小型の、一般を記述する。 10 (人) 及びり」(力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力)
	独自の真理を着条を禁制にも業を行わ いて、実練報告車別級様式3 - 1 及び3 - 2における賃金収着所要額、グループ ことの本均質金改善額等について、独自 の質金改善についてどのように記載すれ ばよいか。		深機制的事態が 所認識する参与 所認識する参手の 整面を必要用のの可能の砂砂の 整面を を を を を を を を を の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の
	41		15

4/4

感染症対策等について

高齢者は、感染症等に対する抵抗力が弱く、また、罹患することにより重篤化しやすいことから、特に注意が必要であり、介護サービス事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止について必要な措置を講じる必要があります。

下記のホームページは、感染症対策等に関する厚生労働省等のホームページになりますので、最新の情報 を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

また、県及び各保険者のホームページ等にも、各種情報が掲載されていますので、参考にしてください。

1 衛生管理

○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長等連盟通知)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf

○厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル (2019年3月)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index 00003. html

2 新型コロナウイルス

○新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)

https://corona.go.jp/

○新型コロナウイルス感染症について(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/dengue fever qa 00001.html

○新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19kikokusyasessyokusya.html

○介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

O介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome e 13635. html

O介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureish a/douga 00002. html

※ 新型コロナウイルスの発生に備え、各事業所においても実際に新型コロナウイルスが発生したときに適切に対応できるよう「**事業継続計画」**を策定してください。事業継続計画の策定については、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等を参考にしてください。

3 新型インフルエンザ関連

○厚生労働省:新型インフルエンザA(H1N1)pdm09 対策関連情報 (2009年時点) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkakukansenshou04/index. html

〇内閣官房:新型インフルエンザ等対策

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html

〇厚生労働省:特定接種(国民生活・国民経済安定分野)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html

○社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

4 ノロウイルス

○厚生労働省:感染性胃腸炎(特にノロウイルス)について

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/

〇厚生労働省: ノロウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

5 インフルエンザ

○厚生労働省:令和4年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html

〇厚生労働省:インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成 25 年 11 月改訂)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf

〇厚生労働省:令和4年度インフルエンザQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/QA2022.html

6 結核

〇厚生労働省:結核(BCG ワクチン)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index.html

7 レジオネラ症

〇厚生労働省:レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(厚生労働省告示第 264 号) ※(平成 30 年8月3日厚生労働省告示第 297 号により一部改正)

https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/rezionerashishin.pdf

〇厚生労働省:循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(令和元年12月17日改正)

https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000577571.pdf

8 食中毒

〇厚生労働省:食中毒

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/shokuhin/syokuchu/

9 麻しん (はしか)・風しん

○厚生労働省: 麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

○厚生労働省:風しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/

10 熱中症

〇厚生労働省:熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/kenkou/nettyuu/

○厚生労働省:熱中症予防のために(リーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/content/000813070.pdf

11 ヒートショック

〇ヒートショックを予防しましょう

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/heatshock2.html

○東京都健康長寿医療センター研究所:ヒートショックを防止しましょう(リーフレット)

https://www.tmghig.jp/research/cms_upload/heatshock.pdf

12 HIV/エイズについて

〇厚生労働省: HIV/エイズ予防対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/

13 大気汚染 (PM2.5、光化学オキシダント等)

〇福岡県:福岡県の大気環境状況

http://www.taiki.pref.fukuoka.lg.jp/homepage/Jiho/0yWbJiho01.htm

〇福岡県: 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起について

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuuikanki.html

〇福岡県: 光化学オキシダント注意報について

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ox-chui.html

〇北九州市: PM2.5 とは

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600065.html

〇北九州市:黄砂について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600300.html

〇福岡市:福岡市 PM2.5 予測情報

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/PM25information.html

〇福岡市:福岡市黄砂情報

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/kousajouhou 2 2.html

〇久留米市: PM2.5 · 光化学オキシダント

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2030kankyougomi/3143pm25/